2. 事業の目的と概要

(1)上位目標

ヌエバ・ビスカヤ州の有機・減農薬農産物生産者の生計向上。

(2)事業の必要性(背景)

(ア)フィリピンにおける一般的な開発ニーズ

国家統計調整委員会によると、2009年のフィリピンの貧困率は26%で、約4人に1人が貧困ライン以下の生活を強いられている。国連開発計画(UNDP)の2010年の人間開発指標(HDI)では、フィリピンは世界の第112位に位置付けられ、途上国からの卒業は遠い道のりである。起伏が激しい島国である比国では、中山間地の住民・先住民の貧困は特に激しい。こうした中、フィリピン開発計画(PDP)1では、貧困削減と先住民支援が最重要課題のひとつに位置付けられている。

(イ)事業背景

ルソン島北部のヌエバ・ビスカヤ州に位置する事業対象地域は中山間地で、多くの農民は1~クタール未満の狭い土地で農業を営んでいる。傾斜地での耕作は重労働で、仲買人や高利貸しからの借金に苦しめられ、農産物は仲買人に低い価格で買い取られている。収入は借金の返済に充てられ、日雇労働などの収入で補っているが、安定した収入には繋がらず、多くの農民は風が吹き込むあばら家で生活している。農作物の販路を農民自身が開拓するのは難しい。

こうした中、申請団体は日本NGO連携無償資金協力の支援を得て、当該地の中山間地における貧農支援を行い、持続的な農業の生産性向上と仲買人に買い叩かれない販路の開拓に取り組んできた。有機・減農薬農法の普及や等高線栽培、小規模自然流下灌漑施設の建設、農機具の補填、防虫・暴雨のビニールハウス設置、各種研修などにより、選定された先進農家の生産性を向上し、環境対策や水土保全を施した持続的農法の推進を行なっている。これらを他の先進農家に広めると共に、有機・減農薬農業を担う人材の質のさらなる向上と、農民たちが積極的に自分たちの組合を作って運営することが求められている。

また、地元での直販会開催やマニラ等の大都市での販路調査、農民同士がお 互いにチェックし合う有機認証制度の導入に向けた準備、簡易冷蔵施設・冷蔵 車の導入など、マーケティング・流通面も支援してきた。過去の活動で得られた 知見と人脈を活用し、貧しい農民をグループ化して本格的なマーケティングに 向けた活動を継続、発展させることが、生計向上と貧困削減のために急務であ る。

(3) 事業内容

_

本事業は、ヌエバ・ビスカヤ州の 8 村を対象とし、第 1 年次に引き続き、約 100 世帯の先進農家を直接的な受益者とし、彼らをモデルとして他の農民や地域へ 波及させる。また、農民の組織化やマーケティング活動では、1 年次に先進農家として指定された 64 世帯が核となり、他の農民も巻き込む。1 年次では、主に 以下の4つの成果が上がっている。①雨除けビニールハウスのモデルハウスの建設やコミュニティ灌漑設備の建設などをおこない、通年で農産物を生産するためのインフラを整備した。雨除けにより乾季の農産物を値が高くなる雨季に 生産して収益が向上したため、2 年次で追加の建設をおこなう。②有機・減農薬農産物販売のネットワークを構築するために、定期・不定期の即売会が州内や

Philippines Development Plan 2011-2016 (http://www.neda.gov.ph/PDP/2011-2016/default.asp)

マニラで実施された。ブラカン州のバイヤーの協力を得て、有機・減農薬農産物の委託販売が実施された。③作付け計画や梱包技術に関する研修を実施した。これら研修を通して営農の基礎的な知識を習得した。④地方自治体や関連機関と事業費用の分担や研修講師の派遣などを通じて連携をさらに深めた。

事業第2年次は、第1年目の事業活動で整備・供与された灌漑やビニールハウス、冷蔵施設、冷蔵車、農業資機材等を農民自身が自ら管理・運営する支援を行なう。第1年次の各種研修や啓蒙活動を通して、農民は、農産物を共同出荷することで仲買人に買い叩かれるのを防げる可能性があることや、冷蔵車や冷蔵施設等の各設備、インフラを共同で管理していく必要性について認識し始めている。そこで、2年次では農民の組織化を支援し、ビジネス感覚を身に着けた農民リーダーを組織内で育成する。また、州内外で有機・減農薬野菜の産地直販を支援してくれるビジネスパートナーを開拓する。これらの活動を通して、農民が確実に収入を増やせる状況にすることを目指す。事業第3年次は、2年次で育成された人材や関係構築されたビジネスパートナー、組織化された農民グループによる本格的なマーケティングを展開し、販路の更なる拡大や、生産・販売者組織の会員増強などを支援し、事業終了までには有機・減農薬野菜販売ビジネスとして採算ベースに乗る見通しが立つよう、活動を行い、事業成果の持続性を担保する。具体的な事業活動は以下の通りである:

(ア)個々の生産者を生産・販売者組織へ統合

事業 2 年次では、先進農家が生産・販売者組織を立ち上げ、現在自然発生的に形成されている先進農家グループが、マーケティングを担う正式な団体となる支援を行なう。国家政策では、各州に必ず一つ「有機農産物生産者組合」を設置することになっているが、ヌエバ・ビスカヤ州にはまだ同組合は存在しない。そこで、本事業で立ち上げられる組織がその機能を発揮するよう、現地政府と協力する。同組織が流通インフラを適正に共同管理・運営し、組織レベルでの営農計画を策定し、集荷システムを管理する技術指導を行なう。

第3年次は、第2年次で開始される団体販売を、生産・販売者組織がさらにビジネスを拡大するように指導する。また、第1年次で準備を行ない、2年次で一部先進農家が試験的運用を始める有機認証制度を組合員全体へ定着させる技術指導と研修を継続する。

(イ)生産者の能力向上

第1年次で支援した先進農家約100世帯を対象に、第2年次と3年次を通じて 日本人専門家と現地専門家による各種研修を実施する。

【第1年次に習得した作付け技術の定着】

第 1 年次の研修で作付け計画、農地利用計画の作成、土壌改良材となる有機 液肥製造法を習得したが、計画に基づいた栽培、液肥製造を行うなかで直面し た問題などを専門家と共有、改善し、技術定着を図る。

また、第1年次に試験的に導入した収益性の高い作物品種の経験をもとに、栽培が成功し、収益が上がったものに関しては、第2年次・3年次でさらに拡充し、栽培が不成功だったものに関してはさらなる工夫を行なう。また、専門家の指導のもと、追加の作物品種を導入して、さらなる収益性の向上を目指す。

【有機農業技術研修の継続】

有機栽培のための木酢液やミミズ堆肥などの有機肥糧や害虫忌避剤などの製造や使用法、苗の植え替えを必要とする台風対策としての育苗設備設置・拡充などの上級者向け研修を行い、さらなる安定生産と質の向上を図る。

【マーケティング・農業経営に関する研修の継続】

第 1 年次の試験的マーケティング活動で明らかになった課題を基に、品質管理、梱包、輸送中の取り扱いなどに関する問題を解決するために、研修を通して農民にも分かりやすいマニュアルを作成し、マーケティング実施規則を定め、規則に沿った実践法が身に付くよう役立てる。また、研修や組織強化活動を通じて、生産費と収入を正確に把握し、収支記録の概念、必要性、実施に関する研修を集中的に行い、特に第 3 年次では農業経営改善のため、農業ビジネスマンとしての資質が身に付くよう支援する。

【共同管理する施設、機材の管理と運営に関する研修の実施と継続】

第 1 年次に導入した冷蔵車、簡易冷蔵施設の共同管理利用規則の策定研修 を、特に第 2 年次に集中的に継続し、生産・販売者組織による管理利用制度を 確立するともに、運営管理の経費捻出、収支管理に関する研修を継続し、共同 管理利用の基盤を強化して持続性を担保する。

【農民組織運営の実践、起業家精神醸成に関する研修の実施】

対象生産者の中から1年次に選抜したリーダー的先進農家約20世帯に、2年次には生産・販売者組織の運営方法やマーケティングに関する専門技術の研修を集中的に行い、先進農家の中のリーダーを育成する。3年次は、彼らが見本となり、他のメンバーに組織運営や起業家精神醸成を指導する。

【ビニールハウス栽培と管理に関する研修の継続】

ハウスでの栽培を行う中で第 1 年次に明らかになった特有の技術的課題を専門家とともに改善し、2、3 年次にさらなる技術向上を目指す。また、ハウス栽培がもたらす農薬使用量低減等の効果や、農産物の品質の向上を目の当たりにしたことで、農民はもとより、地方自治体などの行政の関心が高まっている。第 2 年次は、公的資金も活用し、地方行政と連携を図りながら、モデルハウスのさらなる拡充を実現する。ハウスの施工は、第 1 年次同様、プロジェクトスタッフの監督の下、裨益農民たちが生産・販売者組織として直接行なう。

(ウ)参加型有機認証制度実行委員、認証委員の能力向上

上記生産者組織が農産物の市場価値を高めるために、ヌエバ・ビスカヤ州の高原有機・無農薬野菜のブランドカ向上を目指した有機認証を行う。有機認証は、地方自治体や行政機関と共に開発した基準による第2者認証(参加型有機認証制度²)を活用する。第1年次に裨益農民や政府関係者らを巻き込み、参加型有機認証制度実行委員会の体制が構築された。2年次では、同委員会を実際に動かすために、農場査察員など認証に携わる委員計28名を対象に、参加型認証制度の運用、基準や規則遵守状況のモニタリング、農場視察など活動の評価や組織運営等について技術指導を行い、本制度の試験的運用を開

2

² フィリピン政府は、第3者認証のみを正式な「有機認証」として定めているものの、認証料が高額であるため貧しい農民には普及していない。このような状況を受けてフィリピン大学や民間団体は第2者認証(参加型有機認証)を推進し、これを正式な「有機認証」とするようフィリピン政府に法改正を求めている。

始する。事業第3年次では、各農家が有機認証に必要な条件をクリアできるよう、強化された生産・販売者組織を核として営農指導を行い、認証制度の定着を目指す。

(エ) 販路と販促活動の拡大展開

第2年次は、1年次に取引を開始した有機野菜宅配事業者との提携を強化して取引量を増やすと共に、新規のパートナーを開拓する。また、冷蔵車を利用し定期的にマニラ首都圏各地で直販会を実施する体制を整える。写真展示やラジオ番組を使った消費者教育を継続して新たな消費者を開拓し、一般市民の有機農業への関心を高める活動を継続する。

第 3 年次で本格的に進める活動としては、マニラなどの都市部での商業展示・即売会に出店し、都市部での販売促進や市場調査を行う。これらを通じて、大都市での直販先をさらに拡大する。また、JICA 専門家や日本の農業支援団体、日本企業などと連携して、ヌエバ・ビスカヤ州の高原無農薬ブランド野菜の全国流通の道筋をつける。

(オ)持続的な支援体制構築に向けた地方自治体、関連機関との連携

第 2 年次は、1 年次でコンタクトを取り始めた農業省など政府関連機関が開催する会議やイベントに先進農家を出席させ、行政一生産者間の関係づくりを支援する。農業省など関係機関が先進農家へ有機農業振興補助金申請の指導や助言を行うことを仲介し、補助金申請書作成に関して地方自治体職員を支援する。

また、ただ単に地方自治体(郡政府)の農業課や農業指導員を研修講師として 招聘するだけではなく、生産・販売者組織の役員会に自治体職員を含めて関係 を深める。

第3年次は、本事業で実証された体制や制度を、州政府がモデルとして他の市町村へ普及する支援を行なう。例えば、州レベルの各種ワークショップを実施し、本事業の経験と知識を他の市町村へ情報発信する。

(4)持続発展性

事業を通じ、以下の通り、住民と地域行政の能力が向上することで持続性を確保する。

- (1) 第 1 年次で建設・購入した小規模灌漑施設やビニールハウス、冷蔵車、簡易冷蔵施設、農機具などは、その維持管理方法を各先進農家に指導すると共に、生産・販売者組織が会員から使用料を徴収したり、農作物販売の利益の一部を維持管理基金として積み立てるなど、運営・維持管理に必要な資金を確保する。
- (2) 持続性のためには、地方自治体と農業省、環境天然資源省からの継続的な支援が特に重要と位置づけ、事業で支援する生産・販売者組織が常に行政関係者と共に活動を行い、事業終了後も支援を継続する体制を築く。
- (3) マーケティングに関しては、第3年次終了までには生産規模、流通量、販売額を一定規模まで拡大し、本事業撤退後も採算がとれるビジネスとなることを目指した支援を行なう。

(5)期待される成果と成 事業期間内に期待される成果: 果を測る指標

- 1) 生産・販売者組織が正式設立する。
- 2) ヌエバ・ビスカヤ州版参加型有機認証の制度が確立する。
- 3) 対象生産者の有機農業生産技術、有機・減農薬農産物のマーケティング、 組織運営に関する知識・能力が向上する。
- 4) 対象州内外において、有機・減農薬農産物の新たな販路が発掘される。
- 5) 持続的な支援体制づくりに向けた地方自治体、関連機関と対象生産者との 連携が制度化される。
- 6) 有機・減農薬農産物からの収益により、対象生産者の農業総収入が向上す る。

成果を図る指標:

- 1) 第 2 年次で、生産・販売者組織が何らかの政府登録機関に登録され、公式 な組織として認知される。(指標データ入手方法:政府登録証書の確認)
- 2)-1 第 2 年次で、ヌエバ・ビスカヤ州版有機認証制度のガイドラインができる。 (指標データ入手方法:ガイドライン文書の確認)
- 2)-2 第 3 年次で、ヌエバ・ビスカヤ州版有機認証制度実行委員会が登録団体 となる。(指標データ入手方法:政府登録証書の確認)
- 3)-1 対象生産者約100世帯全員が研修に参加し、そのうち、生産者リーダーと して選出された20世帯が、第3年次終了までに、有機農業生産技術、マ ーケティング、組織運営の指導員に育成される。(指標データ入手方法:指 導員への聞き取り調査)
- 3)-2 直接受益者となった 100 名の先進農家をモデルとして、他の農民や地域 に運動が広がるよう、協議や広報イベントを 4 回以上開催して、フィリピン 政府や市民社会に提示する。
- 4)-1 64 世帯の対象生産者が主体となり、対象州内外で開催される農産物の商 業展示・即売会に2年間で少なくとも8回(4半期に一度)出店、来場する。 (指標データ入手方法:展示即売会を記録した報告書の確認)
- 4)-2 写真展示やビデオ上映、ラジオや新聞などのマスメディアを通じた消費者 教育が人口 40 万人を擁するヌエバ・ビスカヤ州にて最低 2 年間で 8 回実 施される。(指標データ入手方法:展示即売会を記録した報告書の確認)
- 5)-1 必要な資金、人材、活動が各町・村議会の次年度の年間投資・活動計画 に盛り込まれる。(指標データ入手方法:地方自治体関係者への聞き取り 調査)
- 5)-2 地方自治体、関連機関と対象生産者との定期会合が 4 回(4 半期に一度) 開催される。(指標データ入手方法:定例会合を記録した報告書の確認 と、地方自治体関係者への聞き取り調査)
- 6) 2014年の事業終了1年後(2015年3月)までに、対象生産者の有機・減農薬 農産物収入が 2 倍に、また、それらを含む農業総収入が少なくとも 1.5 倍に 増加する。(これについては、第2年次、第3年次から経年データを取る)(指 標データ入手方法:対象生産者の質問表サンプル調査)